

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考																																																																										
第4章 災害情報通信計画 第2節 気象業務に関する計画 (略) 別表2 警報基準 <table><tr><td colspan="2">暴 風（平均風速）</td><td>18m/s</td></tr><tr><td colspan="2">暴風雪（平均風速）</td><td>16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う</td></tr><tr><td rowspan="2">大 雨</td><td>（浸水害） 表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr><tr><td>（土砂災害） 土壌雨量指数基準</td><td><u>143</u></td></tr><tr><td rowspan="2">洪 水</td><td>流域雨量指数基準（注2）</td><td>音江川流域=<u>7.2</u>，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域=<u>15</u> 吉野川流域≈4.9</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）</td></tr><tr><td colspan="2">大 雪</td><td>12時間降雪の深さ50cm</td></tr></table> 別表3 注意報基準 <table><tr><td colspan="2">風 雪（平均風速）</td><td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td colspan="2">強 風（平均風速）</td><td>12m/s</td></tr><tr><td rowspan="2">大 雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>7</td></tr><tr><td>土壌雨量指数</td><td>91</td></tr><tr><td rowspan="3">洪 水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域=<u>12</u> 吉野川流域≈3.8</td></tr><tr><td>複合基準（注1）</td><td>大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6，<u>49</u>），雨竜川流域=（6， 23.6）</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）</td></tr></table> (略)	暴 風（平均風速）		18m/s	暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う	大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	<u>143</u>	洪 水	流域雨量指数基準（注2）	音江川流域= <u>7.2</u> ，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域= <u>15</u> 吉野川流域≈4.9	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）	大 雪		12時間降雪の深さ50cm	風 雪（平均風速）		10m/s 雪による視程障害を伴う	強 風（平均風速）		12m/s	大 雨	表面雨量指数基準	7	土壌雨量指数	91	洪 水	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域= <u>12</u> 吉野川流域≈3.8	複合基準（注1）	大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6， <u>49</u> ），雨竜川流域=（6， 23.6）	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）	第4章 災害情報通信計画 第2節 気象業務に関する計画 (略) 別表2 警報基準 <table><tr><td colspan="2">暴 風（平均風速）</td><td>18m/s</td></tr><tr><td colspan="2">暴風雪（平均風速）</td><td>16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う</td></tr><tr><td rowspan="2">大 雨</td><td>（浸水害） 表面雨量指数基準</td><td>16</td></tr><tr><td>（土砂災害） 土壌雨量指数基準</td><td><u>138</u></td></tr><tr><td rowspan="2">洪 水</td><td>流域雨量指数基準（注2）</td><td>音江川流域=<u>7.3</u>，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域=<u>14.6</u> 吉野川流域≈4.9</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）</td></tr><tr><td colspan="2">大 雪</td><td>12時間降雪の深さ50cm</td></tr></table> 別表3 注意報基準 <table><tr><td colspan="2">風 雪（平均風速）</td><td>10m/s 雪による視程障害を伴う</td></tr><tr><td colspan="2">強 風（平均風速）</td><td>12m/s</td></tr><tr><td rowspan="2">大 雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>7</td></tr><tr><td>土壌雨量指数</td><td>91</td></tr><tr><td rowspan="3">洪 水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域=<u>11.6</u> 吉野川流域≈3.8</td></tr><tr><td>複合基準（注1）</td><td>大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6，<u>49.1</u>），雨竜川流域 =（6，23.6）</td></tr><tr><td>指定河川洪水 予報による基準</td><td>石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）</td></tr></table> (略)	暴 風（平均風速）		18m/s	暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う	大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	<u>138</u>	洪 水	流域雨量指数基準（注2）	音江川流域= <u>7.3</u> ，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域= <u>14.6</u> 吉野川流域≈4.9	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）	大 雪		12時間降雪の深さ50cm	風 雪（平均風速）		10m/s 雪による視程障害を伴う	強 風（平均風速）		12m/s	大 雨	表面雨量指数基準	7	土壌雨量指数	91	洪 水	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域= <u>11.6</u> 吉野川流域≈3.8	複合基準（注1）	大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6， <u>49.1</u> ），雨竜川流域 =（6，23.6）	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）	令和6年5月9日 札気防 第17号 警報・注意報等 の基準変更に伴う修正。
暴 風（平均風速）		18m/s																																																																										
暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う																																																																										
大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16																																																																										
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	<u>143</u>																																																																										
洪 水	流域雨量指数基準（注2）	音江川流域= <u>7.2</u> ，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域= <u>15</u> 吉野川流域≈4.9																																																																										
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）																																																																										
大 雪		12時間降雪の深さ50cm																																																																										
風 雪（平均風速）		10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																										
強 風（平均風速）		12m/s																																																																										
大 雨	表面雨量指数基準	7																																																																										
	土壌雨量指数	91																																																																										
洪 水	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域= <u>12</u> 吉野川流域≈3.8																																																																										
	複合基準（注1）	大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6， <u>49</u> ），雨竜川流域=（6， 23.6）																																																																										
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）																																																																										
暴 風（平均風速）		18m/s																																																																										
暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程（注1）障害を伴う																																																																										
大 雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16																																																																										
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	<u>138</u>																																																																										
洪 水	流域雨量指数基準（注2）	音江川流域= <u>7.3</u> ，内大部川流域=9.3， 大鳳川流域=10.6，堺川流域=7.8， 入志別川流域=7.1，多度志川流域= <u>14.6</u> 吉野川流域≈4.9																																																																										
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）																																																																										
大 雪		12時間降雪の深さ50cm																																																																										
風 雪（平均風速）		10m/s 雪による視程障害を伴う																																																																										
強 風（平均風速）		12m/s																																																																										
大 雨	表面雨量指数基準	7																																																																										
	土壌雨量指数	91																																																																										
洪 水	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8，内大部川流域=7.4，大鳳川流域=8.4，堺川 流域=6.2，入志別川流域=5.6，多度志川流域= <u>11.6</u> 吉野川流域≈3.8																																																																										
	複合基準（注1）	大鳳川流域=（5，8），石狩川流域=（6， <u>49.1</u> ），雨竜川流域 =（6，23.6）																																																																										
	指定河川洪水 予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）																																																																										

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
第5章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 2 配慮すべき事項 (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。 (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう_____努めるものとする。 (略) 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 市は、<u>災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。</u> <u>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</u> <u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u> 1 食料その他の物資の確保 (1) あらかじめ、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、マスク、消毒液等の衛生用品等、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。 (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。 _____ _____ _____ _____ _____	第5章 災害予防計画 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略) 2 配慮すべき事項 (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。 (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。</u> (略) 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 市は、<u>災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努めるものとする。</u> 1 食料その他の物資の確保 (1) あらかじめ、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、マスク、消毒液等の衛生用品等、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。 (2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。 <u>(3) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>(4) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u> <u>(5) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> <u>(6) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u>	市町村地域防災チェック表等に伴う修正

深川市地域防災計画 新旧対照表

現	行	改	定	案	備	考
_____ _____ _____ _____ _____		[<u>備蓄品の例</u>] <u>食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク</u> <u>飲料水…ペットボトル水</u> <u>生活必需品…毛布、固形燃料、カセットガス</u> <u>その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーテーション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u>			市町村地域防災チェック表等に伴う修正	
(略)		(略)				
第４節　相互応援（受援）体制整備計画		第４節　相互応援（受援）体制整備計画				
(略)		(略)				
１　基本的な考え方 災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。 また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう_____ _____ _____防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る <u>とともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整える</u> ものとする。		１　基本的な考え方 災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。 また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、 <u>応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、</u> 防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る_____ _____ものとする。				
２　相互応援体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求_____ _____あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援____及び受援体制を整えておくものとする。 (略) _____ _____ _____ _____		２　相互応援体制の整備 (1) 道や他の市町村への応援要求 <u>又は他の市町村に対する応援</u> が迅速かつ円滑に行えるよう、 <u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、</u> あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援 <u>準備</u> 及び受援体制を整えておくものとする。 (略) <u>４　災害時におけるボランティア活動の環境整備</u> <u>(1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。</u> <u>(2) 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u>				

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
	<u>(3) 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> <u>(4) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u> <u>(5) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	市町村地域防災チェック表等に伴う修正
(略)	(略)	
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	
4 自主防災組織の活動	4 自主防災組織の活動	
(略)	(略)	
	<u>オ 指定避難所の運営</u> <u>指定避難所の運営に関し、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風・火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。</u>	
(略)	(略)	
第6節 避難体制整備計画	第6節 避難体制整備計画	
1 避難体制の構築	1 避難体制の構築	
(略)	(略)	
	<u>(8) 市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>(9) 市は都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u>	

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
	<u>(10) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> <u>(11) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意することから、市町村は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>(12) 道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と２次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u>	市町村地域防災チェック表等に伴う修正
(略)	(略)	
5 避難計画	5 避難計画	
市は、市民、避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速に避難できるよう、予め避難計画を作成するものとする。	市は、市民、避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速に避難できるよう、予め避難計画を作成するものとする。	
また、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 <u>なお、これらの避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップ等を作成するものとする。</u>	また、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 <u>そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。</u>	
	<u>(1) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知</u>	
	<u>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	
	<u>ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u>	
	<u>(2) 市の避難計画</u>	
<u>(1) 市の避難計画</u>	市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。	
市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。	また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。	
市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 避難行動要支援者等の	市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 避難行動要支援者等の	

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
要配慮者に関する計画」参照)の情報についても、基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要な範囲において避難支援等関係者に提供することができる。 ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法 イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難所への経路及び誘導方法 エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ 避難場所_____の開設__に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）給水、給食措置 （イ）毛布、寝具等の支給 （ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）__暖房及び発電機用燃料の確保 （オ）負傷者に対する応急救護 カ 避難所の管理に関する事項 （ア）避難中の秩序保持 （イ）住民の避難状況の把握 （ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 （エ）避難住民に対する各種相談業務 キ 避難に関する広報 （ア）防災行政無線による周知 （イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知 （ウ）避難誘導者による現地広報 （エ）住民組織を通じた広報 （オ）テレビ、ラジオによる広報 （カ）インターネットを利用した広報 （キ）コンビニエンスストアを利用した広報 （ク）要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定める。 <u>(2)</u> 防災上重要な施設の管理等 学校、医療機関及び社会福祉施設等の防災拠点となる施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 ア 避難の場所 イ 経路 ウ 移送の方法 エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 オ 保健、衛生及び給食等の実施方法 カ 暖房及び発電機の燃料確保方法 <u>(3)</u> 被災者の把握 （略）	要配慮者に関する計画」参照)の情報についても、基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要な範囲において避難支援等関係者に提供することができる。 ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法 イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 避難所への経路及び誘導方法 エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制 オ 避難場所・<u>避難所</u>の開設<u>等</u>に伴う被災者救護措置に関する事項 （ア）給水、給食措置 （イ）毛布、寝具等の支給 （ウ）衣料、日用必需品の支給 （エ）<u>冷</u>暖房及び発電機用燃料の確保 （オ）負傷者に対する応急救護 カ 避難所の管理に関する事項 （ア）避難中の秩序保持 （イ）住民の避難状況の把握 （ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達 （エ）避難住民に対する各種相談業務 キ 避難に関する広報 （ア）防災行政無線による周知 （イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知 （ウ）避難誘導者による現地広報 （エ）住民組織を通じた広報 （オ）テレビ、ラジオによる広報 （カ）インターネットを利用した広報 （キ）コンビニエンスストアを利用した広報 （ク）要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定める。 <u>(3)</u> 防災上重要な施設の管理等 学校、医療機関及び社会福祉施設等の防災拠点となる施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 ア 避難の場所 イ 経路 ウ 移送の方法 エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 オ 保健、衛生及び給食等の実施方法 カ 暖房及び発電機の燃料確保方法 <u>(4)</u> 被災者の把握 （略）	市町村地域防災チェック表等に伴う修正

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (略) (ウ) 個別避難計画の作成 防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。 _____ _____ _____ _____ _____ (略) 第6章 災害応急対策計画 第2節 避難対策計画 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>7</u> 避難所の開設 (1) 市は、災害の現象に応じて危険性を十分考慮し指定避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。さらに、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者に配慮した福祉避難所の確保に努めるものとする。 _____	第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 1 安全対策 (略) (ウ) 個別避難計画の作成 防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> (略) 第6章 災害応急対策計画 第2節 避難対策計画 (略) <u>7</u> 被災者の受入れ及び生活環境の整備 市は、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</u> <u>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市町村が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> <u>また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> <u>8</u> 避難所の開設 (1) 市は、災害の現象に応じて危険性を十分考慮し指定避難場所及び指定避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。さらに、高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者に配慮した福祉避難所の確保に努めるものとする。<u>また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。</u>	市町村地域防災チェック表等に伴う修正

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
(略) 8 指定避難所の運営管理等 (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や衛生面において優れたトイレの配備を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) (略) (略)	<u>(2) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u> (略) 9 指定避難所の運営管理等 (5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、段ボールベッドの早期導入や簡易トイレ、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (略) <u>(9) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> (略) <u>(17) 市は避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> (略)	市町村地域防災チェック表等に伴う修正

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
1 1 広域避難 (5) 関係機関の連携 市は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (略) 第6節 輸送計画 災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。 _____ _____ _____ (略) 2 緊急輸送の方法 (4) 空中輸送 <u>交通が遮断し、緊急に輸送の必要が生じたときは</u>、市長は、北海道（危機対策課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプター、又は、自衛隊所管の航空機による航空機輸送の要請を行うものとする。 (略)	1 1 広域避難 (5) 関係機関の連携 市は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u> <u>ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u> <u>イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u> <u>ウ バスなど被災者の移送手段の確保</u> <u>エ 広域避難についての被災者の意向の把握</u> <u>オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u> <u>カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u> <u>キ 広域避難先での継続的な支援</u> (略) 第6節 輸送計画 災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速確実に行うための方法、範囲等は、この計画の定めるところによる。 <u>なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u> (略) 2 緊急輸送の方法 (4) 空中輸送 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、市長は、北海道（危機対策課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプター、又は、自衛隊所管の航空機による航空機輸送の要請を行うものとする。 (略)	市町村地域防災チェック表等に伴う修正

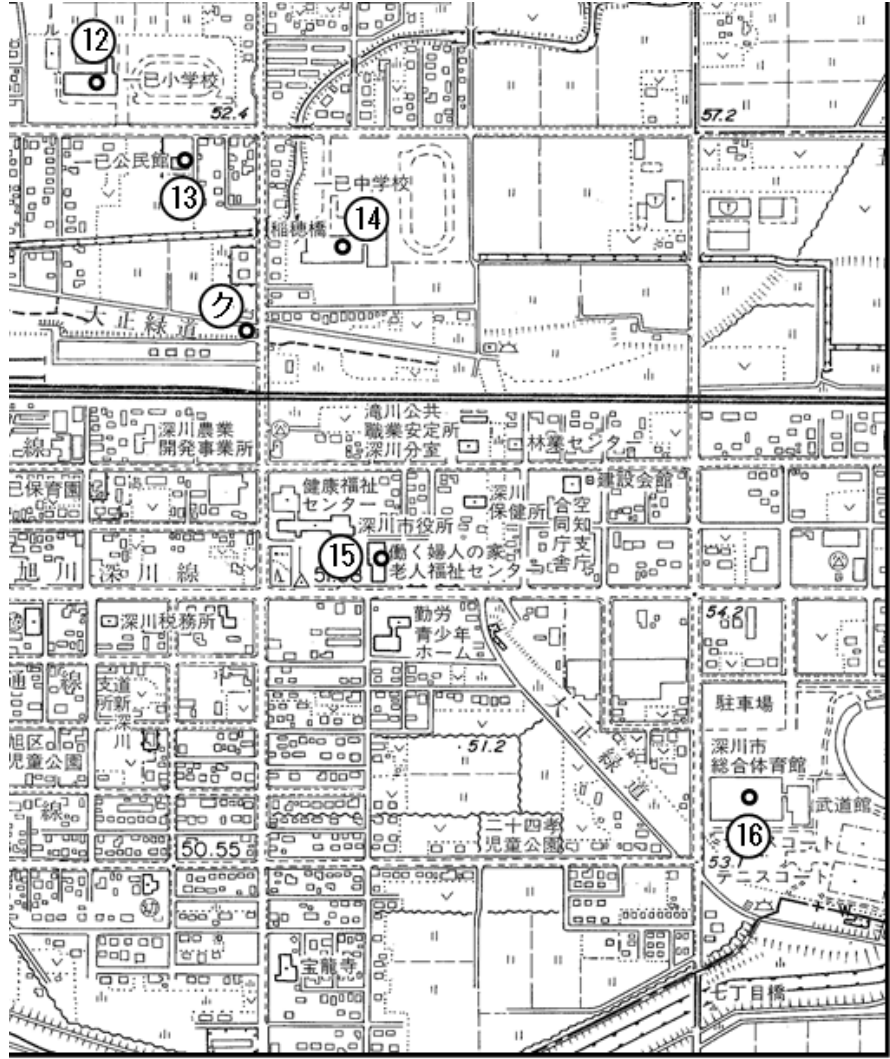
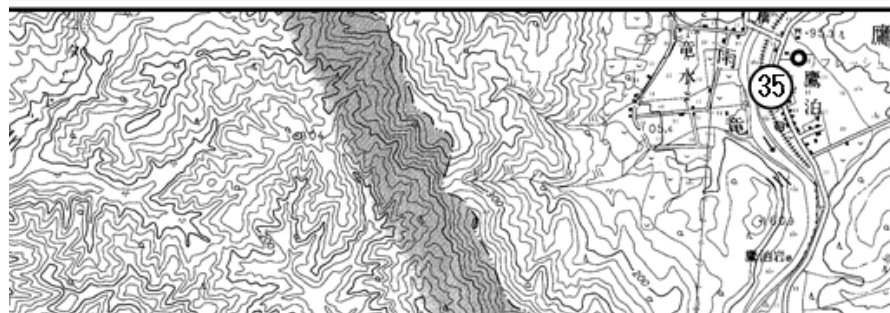
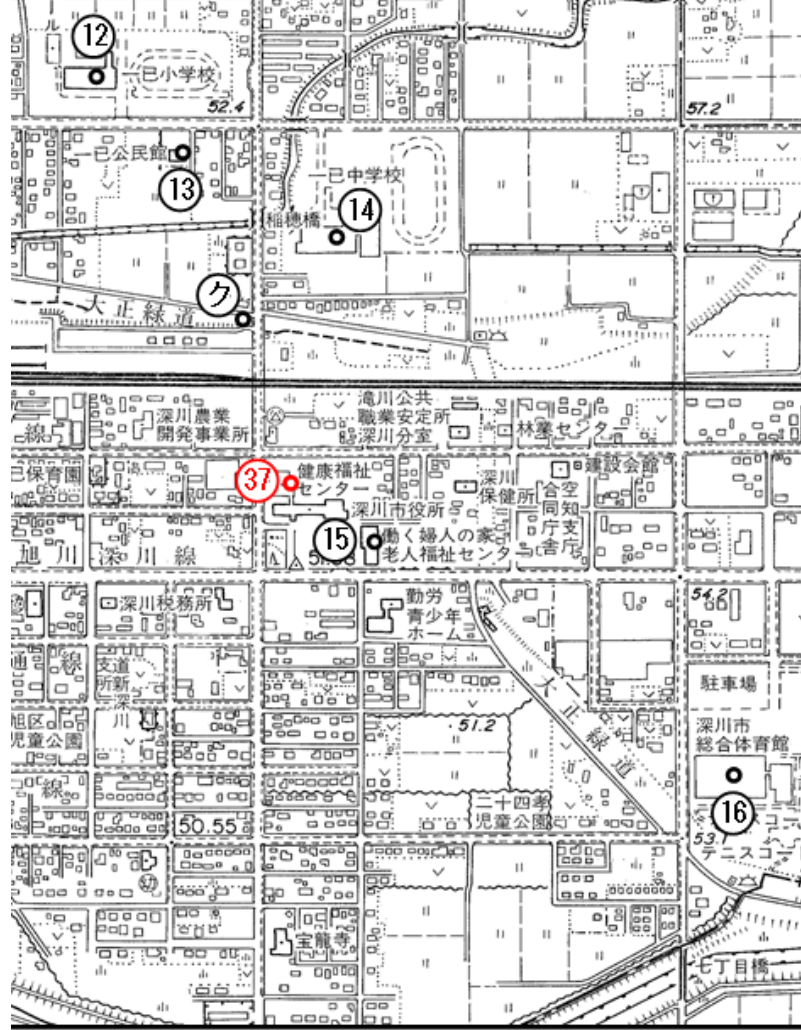
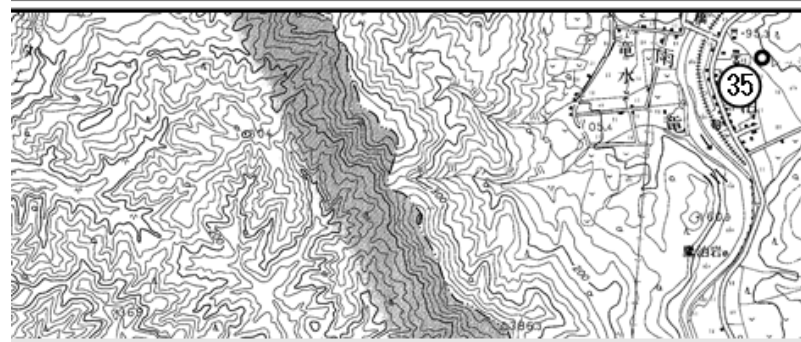
深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
第 1 7 節 家庭動物等対策計画	第 1 7 節 家庭動物等対策計画	
	<u>3 同行避難</u> 家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第 6 条第 1 項 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。	令和6年6月18日 自然第279号 ペットの災害対策推進に伴う文言追加
(略)	(略)	
第 3 0 節 防災ボランティア活動との連携計画	第 3 0 節 防災ボランティア活動との連携計画	
	<u>3 ボランティア活動の環境整備</u> 市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体ネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。 市及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるものとする。 災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。	市町村地域防災チェック表等に伴う修正
(略)	(略)	
第 1 0 章 災害復旧計画	第 1 0 章 災害復旧計画	
<u>災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。</u>	<u>災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。</u> <u>このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。</u> <u>併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> <u>なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。</u>	

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行							改 定 案							備 考	
資料 4－3							資料 4－3							指定避難所追加に伴う修正	
No. 2							No. 2								
図面番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	想定避難地区	管理者	給食能力	図面番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	想定避難地区	管理者	給食能力		
22	納内時計台プラザ	深川市納内町 3丁目1番1号	24-2111	1区、2区、3区 10区の4、時計台、12区	深川市	無	22	納内時計台プラザ	深川市納内町 3丁目1番1号	24-2111	1区、2区、3区 10区の4、時計台、12区	深川市	無		
23	納内小学校	深川市納内町 2丁目13番11号	24-2602	4区、5区、6区の1 6区の2、7区 グリーンタウン 8区の1、8区の2 8区の3、9区 10区の1、10区の3	学校長	有	23	納内小学校	深川市納内町 2丁目13番11号	24-2602	4区、5区、6区の1 6区の2、7区 グリーンタウン 8区の1、8区の2 8区の3、9区 10区の1、10区の3	学校長	有		
24	内園 コミュニティセンター	深川市音江町字 内園641番地	24-2740	内園第1、内園第2	深川市	有	24	内園 コミュニティセンター	深川市音江町字 内園641番地	24-2740	内園第1、内園第2	深川市	有		
25	吉住・更進 コミュニティセンター	深川市音江町字 吉住15番地2	29-2303	吉住、更進第1 更進第2	深川市	有	25	吉住・更進 コミュニティセンター	深川市音江町字 吉住15番地2	29-2303	吉住、更進第1 更進第2	深川市	有		
26	菊丘 コミュニティセンター	深川市音江町字 菊丘344番地	29-2353	菊丘	深川市	有	26	菊丘 コミュニティセンター	深川市音江町字 菊丘344番地	29-2353	菊丘	深川市	有		
27	音江広里交流館 エフ パシオ（旧音江中学校）	深川市音江町字 広里246番地1	34-6150	広里第2、広里第3A 広里第3B、広里第4A 広里第4B、広里第4C 広里第5A	深川市	有	27	音江広里交流館 エフ パシオ（旧音江中学校）	深川市音江町字 広里246番地1	34-6150	広里第2、広里第3A 広里第3B、広里第4A 広里第4B、広里第4C 広里第5A	深川市	有		
28	音江小学校	深川市音江町 2丁目4番1号	25-1421	広里第1、広里第5B 音江第4	学校長	有	28	音江小学校	深川市音江町 2丁目4番1号	25-1421	広里第1、広里第5B 音江第4	学校長	有		
29	音江公民館	深川市音江町 2丁目6番50号	25-2003	音江第1、音江第3A 音江第3B	深川市	有	29	音江公民館	深川市音江町 2丁目6番50号	25-2003	音江第1、音江第3A 音江第3B	深川市	有		
30	豊泉 コミュニティセンター	深川市音江町字 広里1079番地	25-1440	豊泉第1、豊泉第2 豊泉第3A、豊泉第3B	深川市	無	30	豊泉 コミュニティセンター	深川市音江町字 広里1079番地	25-1440	豊泉第1、豊泉第2 豊泉第3A、豊泉第3B	深川市	無		
31	ほっと館ふぁーむ	深川市音江町字 向陽100番地1	25-2734	向陽第1、向陽第3 向陽第4	深川市	無	31	ほっと館ふぁーむ	深川市音江町字 向陽100番地1	25-2734	向陽第1、向陽第3 向陽第4	深川市	無		
32	稲田 コミュニティセンター	深川市音江町字 稲田1764番地2	25-1743	稲田	深川市	有	32	稲田 コミュニティセンター	深川市音江町字 稲田1764番地2	25-1743	稲田	深川市	有		
33	多度志小学校	深川市 多度志1160番地	27-2005	多度志、中央、弥栄 川向、上多度志、湯内 北多度志、中多度志	学校長	有	33	多度志小学校	深川市 多度志1160番地	27-2005	多度志、中央、弥栄 川向、上多度志、湯内 北多度志、中多度志	学校長	有		
34	幌成 コミュニティセンター	深川市 幌内160番地	28-2251	宇摩、ウッカ、幌成 幌内	深川市	有	34	幌成 コミュニティセンター	深川市 幌内160番地	28-2251	宇摩、ウッカ、幌成 幌内	深川市	有		
35	リフレッシュプラザ 鷹泊	深川市 鷹泊530番地	28-2008	鷹泊	深川市	有	35	リフレッシュプラザ 鷹泊	深川市 鷹泊530番地	28-2008	鷹泊	深川市	有		
36	深川市立高等看護学校	深川市6条8番6号	22-8858	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無	36	深川市立高等看護学校	深川市6条8番6号	22-8858	南5丁目、北5丁目 6・7丁目 北6・7丁目 本8・9丁目 花園、丸の内、旭町	深川市	無		
—	—	—	—	—	—	—	37	深川市健康福祉センター「デ・アイ」	深川市2条17番3号	26-2228	（予備）	深川市	無		
(略)							(略)								

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考
(別紙) 避難場所・避難所(位置図)より抜粋   【指定避難所・指定緊急避難場所】 - 菊水コミュニティセンター - 拓殖大学北海道短期大学 - 深川中学校 - 文西コミュニティセンター(※) - 深川西高等学校 - 生きがい文化センター - 深川小学校 - 文化交流センター み・らい - 経済センター - 深川東高等学校 - 三和コミュニティセンター - 一己小学校 - 一己公民館(※) - 一己中学校 - 総合福祉センター - 総合体育館 - 北新小学校 - あけぼのコミュニティセンター - 拓殖大学北海道研究所(旧深川農業高等学校) - 新岩山会館 - 入志別コミュニティセンター - 納内晴台プラザ(※) - 納内小学校 - 内園コミュニティセンター - 吉住・更館コミュニティセンター - 菊丘コミュニティセンター - 音江広里交流館 イマシオ(旧音江中学校) - 音江小学校 - 音江公民館 - 豊泉コミュニティセンター - ほっと館ふあーむ - 稲田コミュニティセンター - 多度志小学校 - 幌成コミュニティセンター - リッパプラザ 鷹白 - 深川市高等看護学院(※) ※印指定緊急避難場所から除く	(別紙) 避難場所・避難所(位置図)より抜粋   【指定避難所・指定緊急避難場所】 - 菊水コミュニティセンター - 拓殖大学北海道短期大学 - 深川中学校 - 文西コミュニティセンター(※) - 深川西高等学校 - 生きがい文化センター - 深川小学校 - 文化交流センター み・らい - 経済センター - 深川東高等学校 - 三和コミュニティセンター - 一己小学校 - 一己公民館(※) - 一己中学校 - 総合福祉センター - 総合体育館 - 北新小学校 - あけぼのコミュニティセンター - 拓殖大学北海道研究所(旧深川農業高等学校) - 新岩山会館 - 入志別コミュニティセンター - 納内晴台プラザ(※) - 納内小学校 - 内園コミュニティセンター - 吉住・更館コミュニティセンター - 菊丘コミュニティセンター - 音江広里交流館 イマシオ(旧音江中学校) - 音江小学校 - 音江公民館 - 豊泉コミュニティセンター - ほっと館ふあーむ - 稲田コミュニティセンター - 多度志小学校 - 幌成コミュニティセンター - リッパプラザ 鷹白 - 深川市高等看護学院(※) - 深川市健康福祉センター「7・7」(※) ※印指定緊急避難場所から除く	指定避難所追加に伴う修正

深川市地域防災計画 新旧対照表

現 行	改 定 案	備 考